

# 第六十三回国 参議院農林水産委員会會議録第十七号

昭和四十五年五月八日(金曜日)  
午後二時二十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 團田 清充君  
理事 龜井 善彰君  
高橋雄之助君  
北村 暢君  
遠田 龍彦君  
藤原 房雄君

委員

青田源太郎君  
河口 陽一君  
久次米健太郎君  
小枝 一雄君  
小林 国司君  
櫻井 志郎君  
鈴木 省吾君  
田口長治郎君  
任田 新治君  
森 八三一君  
和田 鶴一君  
川村 清一君  
村田 秀三君  
沢田 実君  
向井 長年君  
河田 賢治君

衆議院議員

農林水産委員長  
代理理事

農務大臣 倉石 忠雄君  
農林大臣 倉石 忠雄君  
厚生省年金局長 廣瀬 治郎君  
政府委員

農林政務次官 宮崎 正雄君  
農林大臣官房長 龜長 友義君  
農林省農政局長 池田 俊也君  
食糧庁長官 森本 修君  
事務局側  
常任委員会専門員 宮出 秀雄君

本日の會議に付した案件

○外国政府等に対する米穀の充渡しに関する暫定措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改正に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農業者年金基金法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(團田清充君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

外国政府等に対する米穀の充渡しに関する暫定措置法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。倉石農林大臣。

○農務大臣(倉石忠雄君) 外国政府等に対する米穀の充渡しに関する暫定措置法案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

近年、米の一人当たり消費量は、食生活の高度化により減少の一途をたどり、人口の増加や加工用需要の増加はあるものの、総体としての需要量は、三十八年度の千三百四十一万トンをピークにその後の五年間で約百二十万トンの減少をみております。

一方、米の生産量は、品種の改良、稲作技術の

向上、土地改良の進展等により、昭和四十二年以降連続三年間千四百万トン台を記録するに至っております。

このような事情から米の需給は恒常的な供給過剰の状態となっており、これを反映して政府の古米持ち越し量は、昨年十月末には約五百五十万トンに達し、本年十月末にはこのまま推移すれば約八百万トンに達するものと見込まれ、これに伴い食糧管理の運営の面でも種々困難な問題に直面するに至っております。

このような事態に対処するため、政府といたしましては、基本的には緊急に需給の均衡を回復することが必要と考え、需要の拡大をはかることも地方公共団体、生産者団体の協力を得て米の減産対策に取り組んでいるところであります。

また、現に発生している過剰米については、あらゆる方策を講じ極力有効な処理をはかることが必要であり、これについても鋭意検討を重ね、その一部についてはすでに実施に移しているところであります。

海外への国内産米の輸出は、このような米の過剰対策の一つとして、有効な方策であると考えられますが、わが国の円粒種の米に対する嗜好等の問題があるほか、輸入国が主として開発途上国であることから、これらの国の財政事情、経済事情等により必ずしも円滑には進まない面があるのであります。そこで政府がその保有する米穀を輸出を目的として売り渡す場合に、その売り渡し代金の支払いにつき長期、低利の延べ払いの方法によることができることとし、米穀の円滑な輸出に資することとしようというのがこの法律案の趣旨であります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

この法律案の主たる内容といたしましては、政府がその保有する米穀を輸出を目的として売り渡す場合に、その代金の支払い方法を長期の延べ払いにすることができるとしていることとありますが、この場合の売り渡しの相手方により次のような支払い方法を認めることといたしてあります。

第一は、外国政府その他これに準ずるものとして農林大臣が指定する者に対し売り渡す場合であります。この場合の売り渡しの対価の支払い方法は、担保の提供を免除し、政令で定める利率を下らない利率による利息を付した上、十年以内の据え置き期間を含めて三十年以内の年賦支払いの方法によるものとしてあります。

第二は、政府がその保有する米穀を外国政府等以外の者に対し売り渡し、その者がこれを外国政府等に売り渡す場合であります。この場合の外国政府等以外の者に対する売り渡しの対価の支払い方法は、確実な担保を提供させ、政令で定める利率を下らない利率による利息を付した上、三年以内の年賦支払いまたは半年賦支払いの方法によるものとしてあります。なお、この場合は、政府から米穀の売り渡しを受けた者が、これを外国政府等に対し、同一の条件で売り渡すことが確実と認められる場合に限りこの限りとしてあります。

なお、わが国の米穀の輸出の海外の米輸出国に対する影響に配慮し、この法律に定める条件による米穀の売り渡しは、開発途上にある諸国の米穀の通常の輸出を阻害することのないよう配慮して行なうものとしてあります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決いただきますようお願いいたします。

○委員長(團田清充君) 次に、補足説明及び関係

資料の説明を聴取いたしました。森本食糧庁長官。○政府委員（森本修君） 外国政府等に対する米穀の売渡しに關する暫定措置法案につきまして、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べたところであり、その背景となる、最近における米の輸出の状況等について若干補足して御説明いたします。

わが国といたしましては、恒常的な供給過剩という米の需給事情を背景として、昨年来我が国に對して国内産米の輸出を行なっているところでありまして、現在までに、韓国、パキスタンに對する現物貸し付け、インドネシアに對する國際穀物の協定の食糧援助規約に關連する食糧援助、いわゆるK・R食糧援助による輸出、沖繩に對する延べ払い輸出、ナイジェリアに對する難民救済のための輸出を行なっており、これら輸出の總數量は約八十萬トンに及ぶのであります。

現在の米の需給事情等にかんがみますとき、米の過剩対策の一環として、このような米の輸出をさらに円滑に進めていく必要があるわけでありまして、そのための際、輸出に對する一般的な方式を確立する必要があると考えられるのであります。この場合、輸入国が主として開發途上國であることから、これらの諸國の財政事情、經濟事情により通常の売買条件では必ずしも輸出が円滑には進まないという事情があるため、代金の支払い条件を緩和したものとする必要があり、長期延べ払いによる売却方式を採用することとし、本法案を提出することとした次第であります。

次に、本法案の内容について、補足して御説明いたします。本法案は、全三項よりなっておりますが、第一項は、提案理由説明において申し述べましたように、売渡しに相手方を「外国政府その他これに準ずるものとして農林大臣が指定する者」と「その他者」とに区分し、それぞれについての延べ払いの条件を規定しております。この場合、外国

政府に準ずるものとして農林大臣が指定する者としては、国により公社、公団等が輸入を取り扱っている場合等も想定されますので、このような場合にこれらの公社、公団等を指定することを考えているのであります。また、「その他者」とは、輸出業者等を想定しているものであります。

延べ払いの条件につきましては、前者につきましては、相手方が外国政府等であり、いわば政府間の貸借となるものでありますので、担保の提供を免除し、政令で定める利率を下らない利率による利息を付して、十年以内の据置き期間を含めた三十年以内の延べ払いを認めることとしております。後者につきましては、これは、政府が輸出業者等に米穀を売り渡し、これらの者がさらに同一の支払い条件でこれを外国政府等に売り渡す場合を想定しているものであります。因債その他の確實な担保を提供させ、政令で定める利率を下らない利率による利息を付して、三年以内の延べ払いを認めることとしております。この両者の場合を通じて、延べ払い期間中の利息の利率の最低限につきましては、政令で定めることとしております。

第二項は、この法律を運用する上での配慮事項を定めているものであります。この法律に定める条件による米の輸出が他の米輸出、とくにタイ、ビルマ等の開發途上にある國の米の通常の輸出を阻害することとなつては好ましくないとの、余剰処理の國際的な原則からも当然のことではあります。そのようなことのないよう配慮することとしておるのであります。

最後に、第三項におきましては、このような米の売渡しに延べ払い条件につき、國の所有に属する物品の売代金の納付に關する法律の例にならつて、國の財産の管理を所管する大蔵大臣に協議いたすことと規定しております。以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明といたします。横書きの参考資料がございますが要点を御説明

いたします。二ページから三ページにかけては国内における米の生産、それから消費量の状況を書いておられます。生産量のほうは、すでに御案内のようないたしつておられます。

それから米の消費量のほうは、一番右に一人当たり一年間の消費量を書いておられますが、三十七年がピークになっておられます。總量としては三十八年がピークということで漸次減少してきておるといふことになっておられます。

それから四ページから五ページにかけては政府の米の需給關係を書いておられます。一番右のほうに在庫數量——持ち越し數量を書いておられますが、一番右が古米の數字であります。それから右から次の持ち越しの欄は全体の持ち越しの量が書いてあります。いずれも最近三、四年間に累増しておるといふことも御案内のとおりであります。

それから六ページから七ページにかけては米価の推移でございます。これも御案内のとおりでありまして、左のほうは生産者米価石当たり、それからまん中が政府の売り渡し米価のそれ、それから改定の時期と改定をいたしました米価。それから一番右のほうは消費者米価を書いておられます。これも御案内のとおりかと思つておられます。

それから八ページから九ページは世界の貿易の状況でございます。一番右の下のほうに世界全体の生産の状況とありますが、世界全体の生産量の推移が出ておられます。概観してごらんいただきますように、一九六五年、六六年は生産がやや低くなりますが、六七年、六八年と生産がかなりふえてきておられます。なほ、ここには記載されておられませんけれども、一九六九年も前年を上回る生産の状況という情報が入っております。主としてふえておられます國はごらんいただきますとおりありますが、左のほうの欄の六行目ぐらいにインドがあります。インドがかなりふえておられます。それからその次には日本がふえておられます。それからパキスタンが増加傾向、といったところが主たる

る生産額における増加の状況ということになろうかと思つておられます。

それから十ページから十一ページは米の輸出の状況と輸入の状況でございます。十ページの輸出の状況で、一番下の欄に全体の貿易量が出ておられます。一九六五年、一九六六年が下がり、それから六七年も輸出量が下がり、六八年もやがり下がるといふことなると、輸出量は漸次下がってきておられます。原因につきましては、六六年、六七年は、主として輸出余力の減少といふたような要因が一般的にいわれておられます。それから六八年ないし六九年は書いておられませんけれども、六八年よりも若干さらに下回るといふふうな情報が入っておりますが、むしろこちらのほうは輸入需要の減といふたようなことが主たる原因といわれておられます。

それから十二ページから十三ページへかけまして、十二ページのほうは國際的な取引米価の状況でございます。概観してごらんいただきますればわかりますように、昭和四十一年の半ばごろから漸次國際米価が上がつてまいりました。これは國際米価といつてもまあ主たる指標になりまして、このころのタイの米価でございまして、上がつてまいりました。昭和四十二年もかなり多い。それから四十三年の半ば以降からは國際米価が下がってきておるといふのが一般的な傾向かと思つておられます。特に四十五年のほうはかなり低落をしてきておるといふのが一般的な傾向かと思つておられます。それから十三ページのほうは、日本の米の輸出入の状況でございまして、これも御案内のとおりであります。輸入は三十九年、四十年、四十二年がかなり多くなつておられますが、四十二年以降は漸減している。最近ほとんど輸入が行なわれていないというものが状況であります。輸出のほうは年度別に割りますと、一番右の行にございまして、四十二年、四十四年、四十五年、ここに書きましたような數字が輸出見込みなしは予定ということになつておられます。

十四ページから十五ページにかけては、先ほど申し上げましたようなことと最近のそれぞれ國

別、それから輸出の性格別、それから輸出数量、それからそれぞれの年産の区分、それから積み出しをいたします時期別に分けまして輸出関係の実績を掲げております。これにつきましてもしばしば御説明を申し上げます。これにつきましてもしばしば御説明を申し上げます。

以上、簡単に申し上げますが、補足説明といたします。

○委員長(園田清充君) 本案に対する質疑は、後日に譲ることといたします。

○委員長(園田清充君) 次に、昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府からの説明を聴取いたします。倉石農林大臣。

○国務大臣(倉石忠雄君) 昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

農林漁業団体職員共済組合法の給付内容につきましては、逐次改善を見ており、特に昭和四十四年度においては、既裁定年金の増額改定等大幅な改正を行なったのでありますが、昭和四十五年におきましても、国家公務員共済組合等の共済組合法に準じて、その給付内容をさらに改善することといたした次第であります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一は、既裁定年金のうち、昭和四十年九月以前の組合員期間を含むものにつきまして、昭和四十四年度に実施した年金額の改定の際に用いた標準給付に乘する率の算定の基礎となつた増額率を七三・八パーセントから八九パーセントに引き上げ、昭和四十五年十月分以後、その年金額を改定することとしております。

第二は、既裁定年金の最低保障額につきましまして、昭和四十五年十月分以後、七十歳以上の者に

かかる退職年金または障害年金については十二万円に、七十歳以上の者または妻、子もしくは孫にかかる遺族年金については六万円にそれぞれ引き上げるものとしております。

以上がこの法律案の提案理由と内容の概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(園田清充君) 次に、本案につきまして、衆議院において修正を加えられております。

その修正点について衆議院農林水産委員長代理理事小沢辰男君より説明を聴取いたします。小沢辰男君。

○衆議院議員(小沢辰男君) 昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正の趣旨を御説明申し上げます。

修正の内容は、社団法人中央酪農会議を新たに農林漁業団体職員共済組合法の適用対象とするものであります。

社団法人中央酪農会議は、昭和三十七年八月二十八日に全国農業協同組合中央会等六団体を会員として設立され、昭和四十一年に、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行に伴い、都道府県指定生乳生産者団体を新たに会員に加えております。

が、職員の福利厚生の上と酪農指導事業の円滑な運営に資するため、今回、その役員をこの年金の対象に加えることを適当と認め、衆議院農林水産委員会において、委員長提案により修正を加えたものであります。

何とぞ慎重御審議の上御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(園田清充君) 次に、補足説明及び関係資料の説明を聴取いたします。池田農政局長。

○政府委員(池田俊也君) 昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

につきまして、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

既裁定年金のうち昭和四十年九月以前の組合員期間を含むものにつきまして、昭和四十五年十月分以後、その額を、昭和四十四年度における改定の例に準じて、改定することとし、組合員期間の各月における標準給付の月額に乘するものとして昭和四十四年度の改定の際に用いた一・七九四から一・〇七四までの率を一・九五一から一・一六八までの率に引き上げるとともに、新たに昭和四十年の組合員期間についても一・〇一六の率により引き上げることとしております。

次に、既裁定年金の最低保障額につきまして、昭和四十四年度において、退職年金または障害年金については九万六千円に、遺族年金については四万八千円にそれぞれ引き上げられたところであり、今、昭和四十五年十月分以後、七十歳以上の者にかかる退職年金または障害年金については十二万円に、七十歳以上の者または妻、子もしくは孫にかかる遺族年金については六万円にそれぞれ引き上げることとしております。

これらの年金の給付を受ける者が七十歳に達したときも同様の措置をとることとしております。

また、新規裁定年金の最低保障額につきましても、同様に引き上げることとしております。

なお、この法律の施行期日につきましては、昭和四十五年十月一日としております。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明といたします。

次に、関係の資料につきまして簡単に御説明申し上げます。

第一ページでございますが、これは農林年金の組合員数及び標準給付の平均月額の見込みでございます。昭和四十三年の時点で見ますと、組合員は三十八万六千九百六十三人、任意継続組合員が二千七百九十九人、標準給付の平均月額、組合員の場合には三万三千七百九十九円というふうに相なっております。

次に、二ページに入りますと、これは年度別年金種別裁定状況でございますが、たとえば退職年金を取り上げてみますと、昭和四十三年におきましては三千七十四人の方が該当でございます。一人当たりの平均金額は十六万一千円程度に相なっております。

次に三ページに入りますと、年度別の一時金種別裁定状況でございます。これにつきましてはこちらのとおり状況でございます。

それから四ページでございますが、年度別の掛け金の収入額及び給付金の支払い状況でございますが、掛け金はたとえば四十三年で見ますと百四十二億円程度、給付金は四十一億円程度、比率にいたしますと二九〇程度に相なっております。それから下のほうは年度別の積み立て金の累積状況でございますが、四十三年度におきましては七百九十六億円に相なっております。

それから次の五ページは、掛け金の負担割合及び掛け金率でございますが、負担割合は組合員と事業主が半分半分、こういふことでございまして、掛け金率は千分の九十六でございます。それから、組合員が千分の四十八、事業主が千分の四十八ということになるわけでございます。

それから次に六ページ以下に制度改正関係の資料を載せてあるわけでございますが、六ページの資料は既裁定年金の額の改定をいたします場合の改定率の算出根拠でございます。左のほうに改定率が書いてございまして、たとえば三十三年度におきましては一・九五一の率をかける。これは四十四年度改定の際には一・七九四でありましたものを引き上げるわけでございます。引き上げる率は一番下のほうに注として書いてございまして、

1.996 = 1.2 × 1.48 × 1.0875 というのがございまして、この最後の一・〇八七五という数字が今回の対前年に比べますと引き上げ率でございます。八・七五の引き上げ率になるわけでございます。

次に七ページに高年齢者の年金者、それから遺族年金の関係の統制別の年金者の数を出してあるわけでございますが、これは御存じのように、今回の改正法の中で七十歳以上の方の退職障害年金

あるいは遺族年金それから妻、子、孫にかかると遺族年金の最低保障額の引き上げをいたしてありますので、それに関係のある資料でございます。そこに載せてありますような数の中で一定の方がいまの最低保障額の引き上げに關係をしてまいるわけでございます。

それからその次に、八ページに財源率の試算がございまして、これは数字を示してございまして、上のほうに数理的保険料、それから整理資源率、それから国庫補助分を引きましたものが九五・九七、これが先ほど掛け金率として出てまいりました千分の九十六の根拠でございます。今回の改正によります整理資源率、それから四十四年度の改正の際の整理資源率、合わせますと約千分の五程度に相なるわけでございます。合計いたしますと千分の百一と、こういうことになるわけでございますが、御存じのように掛け金率は据え置きにする、こういうことに相なっておりますわけでございます。

それからその次の九ページ以降に、従来の農林年金関係の制度改正の経過を簡単に拾って載せてあるわけでございます。

以上で、簡単にございまして、説明を終わります。

○委員長(國田清充君) 本案に対する質疑は後日に譲ることにいたします。

○委員長(國田清充君) 次に、農業者年金基金法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。倉石農林大臣。

○國務大臣(倉石忠雄君) 農業者年金基金法案につきましても、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

課せられた基本的課題であります。農業者がこの要請に十分こたえるためには、資質のすぐれた経営担当者による規模の大きく生産性の高い農業経営によって、農業生産の相当部分が担当されることが必要であり、このため、農業の構造改善のための各般の施策を総合的に推進し、次代をになう優秀な後継者が将来に希望と自信を持って安心して営農にいそめる基礎を確立することが必要であると考えらるべきであります。

入している一定規模以上の農業経営主を当然加入とし、このほか、一定の要件に適合する者は、任意加入し得ることとしております。

○委員長(國田清充君) 次に、補足説明及び關係資料の説明を聴取いたします。池田農政局長。

任命された評議員三十人以内で組織する評議員会を置き、理事長の諮問に応じ基金の業務の運営に關する重要事項を調査審議することとしております。

基金が行なう業務につきましては、第三章に規定しております。その一つは、農業者年金事業についてであります。

まず、農業者年金の被保険者でございますが、農地等につき耕作または養畜の事業を行なう国民年金の被保険者でその事業に供する農地等の面積の合計が政令で定める面積以上であるものは、当然に被保険者となるものとしております。ただ、年金受給権の取得に必要な拠出期間を満たすことができないことが明らかな者は、被保険者から除外することとしております。

任意加入の被保険者につきましては、第二十三条に規定しております。農地等の面積が当然加入の被保険者の農地等の面積未満であつても作目の構成等から見てこれらの者の経営の規模に準ずる者、農業生産法人の組合員等で一定の要件に適合する者及び耕作または養畜の事業を行なう者の直系卑属でその事業の後継者として指定された者は、基金に申し出て農業者年金の被保険者となることができるものとしております。

また、脱退につきましては、第二十七条及び第二十八条に規定しております。その者が耕作または養畜の事業を引き続き行なうことが著しく困難であるとき、その事業にかかる農地等の面積が一定規模を下回ることとなつたとき等の場合には、被保険者でなくなることもできるものとしております。

次に、農業者年金の給付につきましては、第三十二条から第六十三条までに規定しております。給付の種類は、経営移譲年金、農業者老齢年金、脱退一時金及び死亡一時金とし、それぞれ、支給要件と支給額を定めております。

経営移譲年金は、保険料は二十年以上納付した者が後継者または他の農業者年金の被保険者等に経営移譲をした場合に六十歳から支給することと

しておりますが、その者が廃疾の状態にある場合には六十歳未満であつても支給することとしております。

農業者老齢年金は、経営移譲年金の受給権者のほか、六十歳まで被保険者であつた者で保険料納付済み期間が二十年以上であるものに対して支給するものとし、その額は、保険料納付済み期間が二十五年の場合月額四千五百円としております。

なお、これらの年金額につきましては、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、所要の改定措置を講ずることとしております。

また、脱退一時金及び死亡一時金は、保険料納付済み期間が三年以上である者が中途脱退し、または死亡した場合にその者または遺族に対して、保険料納付済み期間に応じて、一定額を支給することとしております。

経営移譲年金の支給要件としての経営移譲につきましては、第四十二条及び第四十三条に規定しております。経営移譲の相手方は、その者の直系卑属で一定の要件に適合する一人の者すなわち後継者であるか、農業者年金の被保険者等でないならばならないものとしております。後継者に移譲する場合に、その経営にかかる農地等のすべてについて所有権または使用収益権を移譲しなければならぬものとし、農業者年金の被保険者等に移譲する場合には、その経営にかかる農地等のうち一定規模以内の自留地を除いたすべてについて所有権または使用収益権を移譲するか、使用収益権を設定しなければならぬものとしております。

なお、農業生産法人の組合員等である者が経営移譲をする場合には、その持ち分のすべてを譲渡しなければならぬものとしております。

さらに、これらに關連して、その被保険者の資格に關する決定、給付に關する決定等についての不服を審査する機関として、委員九人からなる審査会を置くこととしております。

次に、基金が行なう第二の業務である農地等の

買入れ及び売り渡し等の業務につき申し上げます。

基金は、農業者年金の被保険者等が離農しようとする場合に、その申し出を受けて、農用地区域内にある農地等を買入れることができるとし、また、農業者年金の被保険者等が、離農しようとする者から、農用地区域内にある農地等を取引しようとする場合に、農地等の取得に必要な資金の貸し付けを行なうことができるものとしております。この貸し付けは、昭和五十年三月三十一日までの間は、農用地区域に準ずる一定の地域内の農地等であつてもこれを買入れ、あるいはこれの買入れに要する資金を貸し付けることができるものとしております。

第四章は、基金の財務及び会計に關する規定でありまして、区分経理、予算、事業計画等についての主務大臣の認可、余裕金の運用方針等について定めております。

第五章以下は、監督その他の規定であります。付則におきましては、基金の設立手続、所要の経過規定、関係法令の改正規定を設けるほか、離農給付金の支給業務に關する規定を置いております。

離農給付金の支給業務は、この法律の施行の日から十年をこえない間行なうこととし、その給付金は、一定規模以上の農地等について耕作または養畜の事業を行なう者で農業者年金の被保険者となつていないものが、農業者年金の被保険者等に對して農地等を売り渡しして離農した場合に支給することとしております。

なお、この財源につきましては、基金は、国庫から交付金の交付を受けることとしております。以上をもちまして農業者年金基金法案についての補足説明を終わります。

次に、参考資料について簡単に御説明申し上げます。

第二ページでございますが、それは年次別農家戸数の推移を示してあるわけでございまして、昭和四十三年におきましては、農業調査によりまして、

と、農家戸数は五百三十五万戸になつておるわけでございまして。前年に対しましては七万戸ないし九万戸くらいが減少いたしておるわけでございまして。

次に、三ページに一種二種農家戸数の推移を示しておるわけでございまして、いずれも減少いたしておるわけでございまして、それぞれの種類によりまして若干ずつ相違がございまして。

それから次に、四ページに経営耕地規模別農家戸数を示しておりますが、いずれも減少傾向にあるわけでございまして、しいて申しますと、一種農家では中間層以下がやや減少傾向にございまして、それは都府県の場合でございまして、二ハクタール以上は増加傾向にございまして、北海道の場合も大体似たような傾向にございまして、十ハクタール以上は増加傾向にございまして、それ以下の階層は若干ずつの違ひはございまして、減少傾向にございまして。二種農家につきましても若干減少の傾向にあるわけでございまして。

それから五ページに新設あるいは離農農家の戸数について出しておりますが、新設農家につきましては、最近はかなり減少いたしておりまして、五、六千戸の状況でございまして。離農農家につきましても、九万戸ないし七万戸であつたわけでございまして、ここ三年ほどはやや離農農家の数が減少にございまして。

それから六ページに離農農家の離農前の経営耕地規模別戸数を出しておるわけでございまして、これは離農農家といたしましては、経営規模の小さい農家が圧倒的に戸数として多いわけでございまして。

それから次に七ページに、年齢別、公的年金加入別の農業経営主の数を示しておりますが、全農家で見ますと五百三十五万戸のうち国民年金に加入しておる者が三百十八万戸、被用者年金加入者が六十九万戸程度に相なつておるわけでございまして。

次に、八ページは耕地面積の数字でございまして、これは御案内のとおりだと存じます。

それから九ページに地域別耕地面積の数字を出してございます。

それから十ページに農地の権利移動許可の実績の数字でございまして、面積でみますと、最近は大體十二万ないし十三万ヘクタール程度でございまして。その中で所有権移転によりまして有償の自作地の所有権移転が七万ヘクタール程度に相なっております。

それから次に、十一ページに農業就業人口の推移を示してございまして、農業関係の就業人口は四十三年で九百七万人でございまして、全体の中で占める割合といたしましては、一八〇程度に相なっております。

それから次に、十二ページに年齢別、男女別基幹農業従事者の数を出してございまして、男と女の比率は最近では大體四十三年をみますと、男が四二〇くらい、女が五八〇くらいに相なっております。なお、年齢別でみますと、かなり年齢の高い者の割合が多くなってまいっております。たとへば四十三年でみますと、五十歳以上が四一〇程度を占めておるわけでございます。

それから次に、十三ページに新規学卒者の農業就業動向でございまして。これは学校基本調査の数字でございまして、四十四年度におきましては、新規学卒者の農業就業者が五万二千人程度ということでございます。若干減少にございまして、その内容をみますと、高校卒の割合がかなり上がつておるわけでございます。四十四年度では七一〇くらいが高校卒になっておるわけでございます。

それから次に、農業生産法人の数の推移を示してございまして、全体といたしましては逐次増加の傾向にございまして。

それから十五ページに年金の給付の仕組みを一覧表にして載せておるわけでございます。これは上のほうに書いてございましては保険料の納付済期間に応じまして、経営移譲年金あるいは老齢年金なりがどういふ額になるかということ、それから国民年金の関係の給付がどうなるかという

ことを示しておるわけでございます。それから下の図はいまの農業者年金の仕組みを図解したものでございまして、これは省略させていただきます。

それから十六ページに国民年金の概要を示したものでございまして、これは省略させていただきます。

それから十七ページ以下に関係の審議会におきまして審議されました結果の意見等を載せてございまして、国民年金審議会、それから二十二ページには社会保障制度審議会の答申等を載せておるわけでございます。

以上をもちまして説明を終わります。  
○委員長(國田清次君) 本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれをもって散会いたします。

午後三時八分散会

五月七日日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は四月十日)

一、農業者年金基金法案

農業者年金基金法案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

(年金)

第四十八条 農業者老齢年金の額は、<sup>二百</sup>百八十円に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額とする。

五月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国が行なり民有林野の分取造林に関する特別措置法案(衆)

国が行なり民有林野の分取造林に関する特別措置法案

国が行なり民有林野の分取造林に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、林業の自然的経済的社会的制約により造林が十分に行なわれていない民有林野を効率的に利用するため、すみやかに造林を行なう必要があると認められる民有林野について、契約により国が造林を行ない、もつて森林生産力の増進を図り、あわせてその所在する地域の振興と国土の保全その他森林の有する公益的機能の確保に資することを目的とする。  
(定義)

第二条 この法律において「民有林野」とは、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第三項に規定する民有林をいう。

2 この法律において「造林」とは、人工植栽の方法により森林を造成することをいう。

3 この法律において「国営分取造林契約」とは、国が、民有林野につき、地上権の設定を受けて造林を行ない、その造林による収益をその所有者と分取する条件でその者と締結する契約をいう。

4 この法律において「造林地」とは、国営分取造林契約に基づき造林を行なう土地をいう。  
(国営分取造林計画)

第三条 農林大臣は、森林法第四条に規定する全国森林計画に即して、昭和四十六年度以降十五年間において実施すべき国営分取造林契約に基づいて行なう造林の事業に関する計画(以下「国営分取造林計画」という。)をたてなければならぬ。

2 国営分取造林計画においては、国営分取造林契約に基づいて行なう造林の目標及び造林の事業の量について定めるものとする。

3 農林大臣は、国営分取造林計画をたてようとするときは、中央森林審議会の意見をきかなければならない。

4 農林大臣は、国営分取造林計画をたてたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 農林大臣は、森林の現況、経済事情等に變動があつたため必要と認めるときは、国営分取造林計画を変更することができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。  
(造林実施地域の指定等)

第四条 農林大臣は、関係都道府県知事の申請に基づき、中央森林審議会の意見をきいて、自然的経済的社会的制約により造林が十分に行なわれていない地域であり、かつ、すみやかに造林を行なうことが必要であると認められる地域を造林実施地域として指定することができる。

2 農林大臣は、造林実施地域を指定したときは、遅滞なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

3 農林大臣は、関係都道府県知事の申請に基づき、その全部又は一部につき造林を行なう必要がなくなつたと認められる造林実施地域について、中央森林審議会の意見をきいて、造林実施地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 前項に定める場合のほか、農林大臣は、その全部又は一部につき造林を行なう必要がなくなつたと認められる造林実施地域について、中央森林審議会及び関係都道府県知事の意見をきいて、造林実施地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第二項の規定を準用する。

5 関係都道府県知事は、第一項若しくは第三項の申請をしようとするとき、又は前項の規定により意見を申し出ようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見をきかなければならない。  
(国営分取造林契約の締結)

第五条 農林大臣は、造林実施地域内に存する民有林野の所有者が一人であつたときは、共同して国営

分取造林契約を締結したい旨の申出をした場合において、当該申出に係る民有林野が次の各号に掲げる要件（地方公共団体が所有する民有林野にあつては、第二号に掲げる要件を除く。）のすべてをみたすときは、当該民有林野の所有者を相手方として国営分取造林契約を締結することができる。

一 すみやかに造林を行なう必要があると認められること。

二 政令で定める理由により、当該民有林野について自ら造林を行なうことが困難であること。

三 政令で定める理由により、当該民有林野について分取造林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）に規定する分取造林契約によつて造林を行なうことが困難であること。

四 当該民有林野が一団地を形成していること又は一団地を形成していないが相互に近接しており、一の造林事業により技術上経済上効率的に造林を行なうことができること。

五 当該民有林野の面積（当該民有林野が一団地を形成していない場合にあつては、これらの民有林野の面積を合計した面積）が政令で定める面積以上であること。

（国営分取造林契約の内容）

第六条 国営分取造林契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 造林地の所在及び面積
- 二 当該契約の存続期間
- 三 地上権の設定に関する事項
- 四 植栽すべき樹種
- 五 植栽の予定期間
- 六 手入れの方法
- 七 主伐の予定期間
- 八 収益を分取する割合
- 九 造林に関する費用の負担に関する事項
- 十 その他必要な事項

（持分等）

第七条 国営分取造林契約に係る樹木

は、国と当該造林地の所有者との共有とし、その持分は、当該契約に定められた収益を分取する割合によるものとする。

二 造林に着手した後に天然に生じた樹木は、国営分取造林契約による造林に係る樹木とみなす。造林に着手する前から存した樹木であつて造林に係る樹木とともに生育させたものも、同様とする。

三 根株は、造林地の所有者の所有とする。ただし、国営分取造林契約において別段の定めをすることができない。

四 国営分取造林契約による造林に係る共有の樹木については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百五十六条（共有物の分割請求）の規定は、適用しない。

（収益を分取する割合等）

第八条 造林地の収益を国及び造林地の所有者が分取する割合は、それぞれ十分の五を標準とし、地代、造林費等を参酌して当該契約で定める。

二 造林地の収益の分取は、その樹木の売却代金をもつてする。ただし、営林局長と造林地の所有者との協議により、材積をもつてすることができる。

三 国営分取造林契約による造林に係る樹木に關し、第三者から賠償金その他の金銭を受けたときは、当該金額からその請求に要した費用を控除した額を収益を分取する割合によつて分取する。

（林産物の採取）

第九条 造林地の所有者は、造林地について、次に掲げる林産物を採取することができる。

- 一 下草、落葉及び落枝
- 二 木の実及びきのこ類
- 三 手入れのため伐採する枝
- 四 植栽後二十年以内において手入れのため伐採する樹木

（処分の制限）

第十条 造林地又は第七条の規定による持物の譲渡は、農林大臣の承認を受けなければ、その効力を生じない。

（造林地の貸付け等）  
第十一条 営林署長は、公用、公共用若しくは公益事業のため必要があるとき、又は造林地の経営に支障がないときは、造林地を貸し付け、又は使用させることができる。この場合における貸付料又は使用料は、造林地の所有者の収入とする。

（国営分取造林契約の解除）  
第十二条 農林大臣は、次の各号の一に該当する場合には、国営分取造林契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 造林地の所有者が自ら造林地の経営をしようとする場合において経営の能力が確実であると認めるとき。
- 二 契約の目的を達することができないと認めるとき。
- 三 造林地の所有者が造林地又は第七条の規定による造林に係る樹木の持分の譲渡につき、第十条の規定による承認をしないとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める事由があるとき。

第十三条 前条の規定により国営分取造林契約を解除した場合には、直ちに、収益の収分を行なわなければならない。

二 前条第一号又は第三号の規定により国営分取造林契約を解除した場合には、造林地の所有者は、農林大臣の指定に従い、国営分取造林契約による造林に係る樹木について国の有する持分の価額に相当する金額を支払わなければならない。ただし、その金額が当該造林地の造林のために国が支出した金額とこれに対する複利計算の方法により年五パーセントの利率で計算した利息に相当する金額との合計額に達しないときは、その合計額を支払わなければならない。

三 造林地の所有者は、前項の規定による金額を支払つたときは、国営分取造林契約による造林に係る樹木について国の有する権利を取得する。

（国営分取造林契約に係る造林事業に関する費用の繰入れ）  
第十四条 政府は、国営分取造林契約に係る造林事業の業務の執行に要する経費を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から国営分取造林特別会計の国営分取造林事業勘定に繰り入れるものとする。

（施行手続等の農林省令への委任）  
第十五条 この法律に別段の定めがあるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、農林省令で定める。

附則

（施行期日）  
一 この法律は、公布の日から施行する。

（国営分取造林契約の縮結）  
二 この法律による国営分取造林契約は、この法律の施行の日から起算して十五年を経過した日以後は、締結することができない。

（国有林野事業特別会計法の一部改正）  
三 国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及びその附帯業務」を「国が行なう民有林野の分取造林に關する特別措置法（昭和四十五年法律第 号）第五条の契約により行なう事業及びこれらの附帯業務」に改める。

（農林省設置法の一部改正）  
四 農林省設置法（昭和二十四年法律第五百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第五十九号及び第六十号並びに第五十八条第一項中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分取造林地」に改める。

第六十三条第一号及び第二号中「及び公有林野等官行造林地」を、「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分取造林地」に改める。

第六十五条第一項中「森林法」の下に「及び国が行なら民有林野の分取造林に関する特別措置法（昭和四十五年法律第 号）を加える。

第六十七条第一号及び第三号並びに第七十条第一項第一号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を、「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分取造林地」に改める。

（分取造林特別措置法の一部改正）

5 分取造林特別措置法の一部を次のように改正する。

第一条中「国有林野法」を「国が行なら民有林野の分取造林に関する特別措置法（昭和四十五年法律第 号）第五條（国営分取造林契約の締結）の契約及び国有林野法」に改める。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和四十五年度約五億円、平年度約百億円であり、じ後通増する見込みである。